



福島医発第 1634 号 (地)
平成 25 年 10 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福島県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等について
(居宅介護支援、介護予防支援および地域包括支援センターに関する基準関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号および 105 号）」につきましては、平成 24 年 1 月 6 日付け福島医発第 2325 号（地）等にて、老人福祉法および介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について都道府県または市町村の条例で定めることとされた旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」において、介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた居宅介護支援、介護予防支援、地域包括支援センターに関する基準について都道府県等の条例で定めることとされました。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」に区分する等の省令改正として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 105 号）」が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることとなり、厚生労働省老健局長より都道府県知事等宛てに施行通知が発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

(介 62)

平成 25 年 9 月 20 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



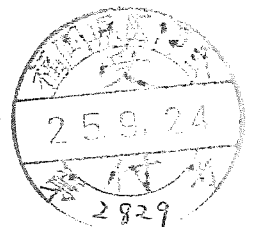
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等について
(居宅介護支援、介護予防支援および地域包括支援センターに関する基準関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号および 105 号）」につきましては、平成 23 年 12 月 27 日付（介 88）等にて、老人福祉法および介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めるところとされていた施設基準等について都道府県または市町村の条例で定めるところとされた旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」において、介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めるところとされていた居宅介護支援、介護予防支援、地域包括支援センターに関する基準について都道府県等の条例で定めるところとされました。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」に区分する等の省令改正として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 105 号）」が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることとなり、厚生労働省老健局長より都道府県知事等宛てに、施行通知が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

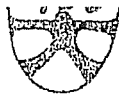


記

(添付資料)

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について
(平 25. 9. 13 老発 0913 第 2 号 厚生労働省老健局長 通知)
- ・官報 (平 25. 9. 13 号外第 201 号)
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」等の一部改正について
(平 25. 9. 13 老高発 0913 第 2 号、老振発 0913 第 2 号、老老発 0913 第 1 号 厚生労働省老健局
高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長 通知)

以上

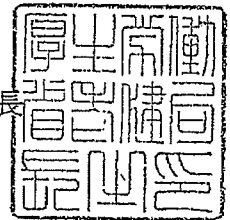


老発 0913 第2号

平成25年9月13日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
殿

厚生労働省老健局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第105号）」については、本日公布され、平成26年4月1日から施行されるところであるが、その趣旨及び主要内容については下記のとおりであるので、十分了知のうえ、管内市区町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その施行及び適用に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「分権法」という。）において、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正がなされ、従来、厚生労働省令等で定めることとしていた居宅介護支援、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、地方公共団体（居宅介護支援に関する基準は都道府県、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準は市町村）の条例で定めることとされた。

本改正により、地方公共団体の条例で定める基準については、それぞれの基

準について、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）、厚生労働省令で定める基準を参酌とするもの（以下「参酌すべき基準」という。）とすることとしているところである。

これに伴い、分権法により地方公共団体の条例で基準を定めることとされた基準等について、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」と区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

一 分権法による改正後の介護保険法第47条、第59条、第81条、第115条の24及び第115条の46により、地方公共団体の条例で定めることとされた基準について、分権法に基づき「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に該当するとされた項目について、以下のとおり整理する。

(1) 指定居宅介護支援事業所の有する介護支援専門員の員数、居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県（指定都市・中核市）が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象

① 「従うべき基準」

ア 居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・ 従業者及びその員数
- ・ 管理者

イ 居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・ 内容及び手続きの説明及び同意
- ・ サービス提供拒否の禁止
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生時の対応 等

② 「参酌すべき基準」

①以外のその他の運営に関する基準

(2) 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象

① 「従うべき基準」

ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・ 従業者及びその員数
- ・ 管理者

イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・ 内容及び手続きの説明及び同意
- ・ サービス提供拒否の禁止
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生時の対応

② 「参酌すべき基準」

①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

(3) 地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして市町村が条例で定める際の基準

① 「従うべき基準」

職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）

② 「参酌すべき基準」

基本方針等

二 分権法による改正後の介護保険法第79条第2項第1号及び第115条の22第2項第1号により、地方公共団体が条例を定めるに当たって従うべき基準とされる基準を「法人であること」とする。

第3 留意事項

(1) 各基準等における「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。

(2) なお、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。

・ 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

・ 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内

容を定めることが許容されるもの。

第4 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 201 号) (2分冊の1)

官 報

1 平成 25 年 9 月 13 日 金曜日

目次

〔省 令〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一〇五)

〔告 示〕

○都市公園の供用を開始する件
(関東地方整備局三九三)
○道路に関する件
(近畿地方整備局二〇〇二〇二)
○道路に関する件
(四国地方整備局七六、七七)
○道路に関する件
(九州地方整備局一六一)

〔人事異動〕

国土交通省 防衛省

〔官庁報告〕

国家試験

司法書士法第三十二条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告

(法務省)

航空従事者技能証明等に関する試験の施行(国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十四年度・事業年度財務諸表(独立行政法人産業技術総合研究所・独立行政法人労働者退職金共済機構・独立行政法人日本貿易保険)、特定計量器型式承認、日本放送協会入札、企業年金基金清算終了・清算人退任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無線増設等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十五年法律第四十四号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百三十一条の十三第二項中「同項第二号から第六号まで」を「同項第三号から第八号まで」に改める。

第百三十二条の三の次に次の一条を加える。

(法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準)

第百三十二条の三の二 法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第百四十条の二十八中「第百十五条の十二第三項第二号の二」を「第百十五条の十二第四項第二号の二」に改める。

第百四十条の三十四の次に次の一条を加える。

(法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の三十四の二 法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第百四十条の六十六を次のように改める。

(法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の日数は、原則として次のとおりとすること。

(1) 保健師その他これに準ずる者 一人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

(3) 主任介護支援専門員(第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 一人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に準じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験者等を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合

(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人

二 法第四十五條の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第三十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

第百六十五條の四第二号の二中「第四十七條第四項」を「第四十七條第五項」に、「第五十九條第四項」を「第五十九條第五項」に改める。

第二章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改める。

第一章 趣旨及び基本方針
第一条第一項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号、以下「法」という。）第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。」を削り、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号、以下「法」という。）第四十七條第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第四十七條第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十七條第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市、以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二号（第三十條において準用する場合に限る。）及び第三号（第三十條において準用する場合に限る。）の規定による基準

二 法第四十七條第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四号第一項及び第二項（第三十條において準用する場合に限る。）、第五号（第三十條において準用する場合に限る。）、第十三條第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号（第三十條において準用する場合に限る。）、第二十三條（第三十條において準用する場合に限る。）並びに第二十七條（第三十條において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 法第八十一條第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二号及び第三号の規定による基準
四 法第八十一條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四號第一項及び第二項、第五號、第十三號第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号、第二十三號並びに第二十七條の規定による基準

五 法第四十七條第一項第一号又は第八十一條第一項若しくは第二項の規定により、法第四十七條第二項第一号及び第二号並びに第八十一條第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
第二條第二項中「標準」を「基準」に改める。

第四條第二項中「第一条」を「第一条の二」に改める。
第十三條中「第一条」を「第一条の二」に改め、同条第九号中「作成のために」の下に「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加える。
第三十條中「第一章から第三章（第二十六條第六項及び第七項を除く。）まで」を「第一条の二、第二章及び第三章（第二十六條第六項及び第七項を除く。）」に改め、「法第四十七條第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。」を削り、「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）
第三条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 趣旨及び基本方針

第一条 第一項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。」を削り、同条第四項中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、同条を第一條の二とし、同条の前に次の一條を加える。

（趣旨）

第一条 基礎該当介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九條第一項第一号に規定する基礎該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九條第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九條の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十九條第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二條（第三十二條において準用する場合に限る。）及び第三條（第三十二條において準用する場合に限る。）の規定による基準

二 法第五十九條第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四條第一項及び第二項（第三十二條において準用する場合に限る。）、第五條（第三十二條において準用する場合に限る。）、第二十二條（第三十二條において準用する場合に限る。）並びに第二十六條（第三十二條において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 法第五十九條の二十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二條及び第三條の規定による基準

四 法第五十九條の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四條第一項及び第二項、第五條、第二十二條並びに第二十六條の規定による基準

五 法第五十九條第一項第二号又は第五十五條の二十四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十九條第二項第一号及び第二号並びに第五十五條の二十四第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四條第二項中「第一條」を「第一條の二」に改める。

第十二條第一号中「第百四十條の六十六第五項」を「第百四十條の六十六第五項」に改め、同条第四号中「第一條」を「第一條の二」に改める。

第三十條中「第一條」を「第一條の二」に改める。

第三十二條中「第一條」を「第一條の二及び第二條」に改め、「（法第五十九條第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）」を削り、「第五十九條第二項」を「第五十九條第三項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四條 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第四十七條第三項」を「第四十七條第四項」に、「第五十九條第三項」を「第五十九條第四項」に改める。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四十二号

株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第十八條第八項及び第九項並びに第十九條第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則

（議事録）

第一条 株式会社海外需要開拓支援機構法（以下「法」という。）第十八條第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 議事録は、書面又は電磁的記録（法第十八條第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 海外需要開拓委員会（以下この項において「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名

四 法第十八條第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

（署名又は記名押印に代わる措置）

第二条 法第十八條第九項の経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二條第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三条 法第十九條第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第四条 法第十八條第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって複製するファイルにより備え置くことができる。

2 機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを、機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

（身分を示す証明書）

第五条 法第三十八條第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則

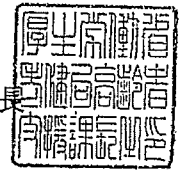
この省令は、法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。



老高発0913第2号
老振発0913第2号
老老発0913第1号
平成25年9月13日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

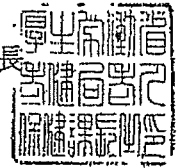
厚生労働省老健局高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」等
の一部改正について

標記については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）が公布され、平成26年4月1日から施行される。

上記法律の制定に伴い、下記の通知を改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱に当たっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の一部改正

別紙1のとおり改正する。

- 2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003号・老老発0331016号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。

以上

改 正 後	現 行
第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 1 基本方針 介護保険制度においては、要介護者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護支援を保険給付の対象として位置付けたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に一〇割としているところである。 基準第一条の二第一項は、「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介護支援の事業を行うに当たってのもっとも重要な基本方針として、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者自身の立場に立ち、常にまず、その居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行うべきことを定めたものである。 このほか、指定居宅介護支援の事業の基本方針として、介護保険制度の基本理念である、高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を掲げている。介護保険の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことを求めたものであり、指定居宅介護支援事業者は、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければならない。 2 人員に関する基準 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員を配置しなければならないが、利用者の自立の支援及び生活の質の向	第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 1 基本方針 介護保険制度においては、要介護者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護支援を保険給付の対象として位置付けたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に一〇割としているところである。 基準第一条第一項は、「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介護支援の事業を行うに当たってのもっとも重要な基本方針として、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者自身の立場に立ち、常にまず、その居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行うべきことを定めたものである。 このほか、指定居宅介護支援の事業の基本方針として、介護保険制度の基本理念である、高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を掲げている。介護保険の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことを求めたものであり、指定居宅介護支援事業者は、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければならない。 2 人員に関する基準 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員を配置しなければならないが、利用者の自立の支援及び生活の質の向

上を図るための居宅介護支援の能力を十分に有する者を充てるよう心がける必要がある。

また、基準第二条及び第三条に係る運用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 介護支援専門員の員数

介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所ごとに必ず一人以上を常勤で置くこととされており、常勤の考え方は(3)の①のとおりである。常勤の介護支援専門員を置くべきこととしたのは、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨であり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要がある。

なお、介護支援専門員については、他の業務との兼務を認められているところであるが、これは、居宅介護支援の事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉する者により併せて行われることが効果的であるとされる場合もあることに配慮したものである。

また、当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数三五人に対して一人を基準とするものであり、利用者の数が三五人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

また、当該非常勤の介護支援専門員に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(2)～(3) (略)

上を図るための居宅介護支援の能力を十分に有する者を充てるよう心がける必要がある。

また、基準第二条及び第三条に係る運用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 介護支援専門員の員数

介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所ごとに必ず一人以上を常勤で置くこととされており、常勤の考え方は(3)の①のとおりである。常勤の介護支援専門員を置くべきこととしたのは、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨であり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要がある。

なお、介護支援専門員については、他の業務との兼務を認められているところであるが、これは、居宅介護支援の事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉する者により併せて行われることが効果的であるとされる場合もあることに配慮したものである。

また、当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数三五人に対して一人を標準とするものであり、利用者の数が三五人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

また、当該非常勤の介護支援専門員に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(2)～(3) (略)

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

基準第四条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第一条の二の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得なければならない。

(2)～(6) (略)

(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

基準第十三条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析（第六号）から居宅サービス計画の利用者への交付（第十一号）に掲げる一連の業務については、基準第一条の

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

基準第四条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第一条の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得なければならない。

(2)～(6) (略)

(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

基準第十三条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析（第六号）から居宅サービス計画の利用者への交付（第十一号）に掲げる一連の業務については、基準第一条に

二に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

①～⑧ (略)

⑨ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第九号）

介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者等と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意されたい。また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変

掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

①～⑧ (略)

⑨ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第九号）

介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定される。

なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内

更の場合等が想定される。

なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、基準第二十九条の第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

⑩～㉓ (略)

(8)～(19) (略)

4 基準該当居宅介護支援に関する基準

基準第一条の二、第二章及び第三章（第一四条並びに第二六条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用されるため、1から3まで（「基本方針」「人員に関する基準」及び「運営に関する基準」）を参照されたい。この場合において、準用される基準第十条第一項の規定は、基準該当居宅介護支援事業者が利用者から受領する利用料と、原則として特例居宅介護サービス計画費との間に不合理な差異が生じることを禁ずることにより、基準該当居宅介護支援についても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨であることに留意されたい。

容について記録するとともに、基準第二十九条の第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

⑩～㉓ (略)

(8)～(19) (略)

4 基準該当居宅介護支援に関する基準

基準第一章から第三章（第一四条並びに第二六条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用されるため、1から3まで（「基本方針」「人員に関する基準」及び「運営に関する基準」）を参照されたい。この場合において、準用される基準第十条第一項の規定は、基準該当居宅介護支援事業者が利用者から受領する利用料と、原則として特例居宅介護サービス計画費との間に不合理な差異が生じることを禁ずることにより、基準該当居宅介護支援についても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨であることに留意されたい。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老振発 0331003 号 老老発 0331016 号 厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長連名通知)

別紙 2

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 基本方針 介護保険制度においては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援を保険給付の対象として位置づけたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に一〇割としているところである。 基準第一条の二第一項は、介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、利用者が要支援者であることに鑑み、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行うべきことを定めたものである。 このほか、指定介護予防支援等の事業の実施にあたっては、高齢者自身によるサービスの選択の尊重、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な活用、利用者主体、公正中立、地域における様々な取組等との連携等を基本理念として掲げている。これらの基本理念を踏まえ、介護予防支援の事業については、市町村が設置する地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務として	第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 基本方針 介護保険制度においては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援を保険給付の対象として位置づけたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に一〇割としているところである。 基準第一条第一項は、介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、利用者が要支援者であることに鑑み、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行うべきことを定めたものである。 このほか、指定介護予防支援等の事業の実施にあたっては、高齢者自身によるサービスの選択の尊重、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な活用、利用者主体、公正中立、地域における様々な取組等との連携等を基本理念として掲げている。これらの基本理念を踏まえ、介護予防支援の事業については、市町村が設置する地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務として

おり、指定介護予防支援事業者は、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければならないこととしている。

2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

基準第四条は、基本理念としての高齢者の主体的なサービス利用を具体化したものである。指定介護予防支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防支援事業所の運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを利用するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定介護予防支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は基準第一条の二の基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されたものである。このため、指定介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得なければならない。

(2)～(19) (略)

4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 基準第三十条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を

おり、指定介護予防支援事業者は、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければならないこととしている。

2 (略)

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

基準第四条は、基本理念としての高齢者の主体的なサービス利用を具体化したものである。指定介護予防支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防支援事業所の運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを利用するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定介護予防支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は基準第一条の基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されたものである。このため、指定介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得なければならない。

(2)～(19) (略)

4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 基準第三十条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務

を行う担当職員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析（第六号）から介護予防サービス計画の利用者への交付（第十一号）に掲げる一連の業務については、基準第一条の二に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

①～②③ （略）

(2) （略）

5 基準該当介護予防支援に関する基準

基準第一条の二、第二章及び第三章（第二十七条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用されるため、1から3まで（「基本方針」「人員に関する基準」及び「運営に関する基準」）を参照されたい。この場合において、準用される基準第十条第一項の規定は、基準該当介護予防支援事業者が利用者から受領する利用料と、原則として特例介護予防サービス計画費との間に不合理な差異が生じることを禁ずることにより、基準該当介護予防支援についても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨であることに留意されたい。

を行う担当職員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析（第六号）から介護予防サービス計画の利用者への交付（第十一号）に掲げる一連の業務については、基準第一条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

①～②③ （略）

(2) （略）

5 基準該当介護予防支援に関する基準

基準第一章から第三章（第二十七条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用されるため、1から3まで（「基本方針」「人員に関する基準」及び「運営に関する基準」）を参照されたい。この場合において、準用される基準第十条第一項の規定は、基準該当介護予防支援事業者が利用者から受領する利用料と、原則として特例介護予防サービス計画費との間に不合理な差異が生じることを禁ずることにより、基準該当介護予防支援についても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨であることに留意されたい。